

文化ゾーン交流・回遊拠点の整備方針案作成業務委託  
プロポーザル実施要領

1 契約の目的

豊田市では、平成22年に「豊田市文化ゾーン基本構想」、平成28年に「豊田市文化ゾーンにおける文化創造拠点及び歴史継承拠点の整備方針」(以下、「文化ゾーン整備方針」という。)を策定し、文化芸術活動の活性化及び文化的な都市空間の創出を推進している。

文化ゾーンでは現在、令和6年4月の開館に向け博物館建設や進入路整備等が進んでいる。また、文化ゾーン内を流れる枝下用水では、令和5年から令和8年にかけて耐震工事が計画されており、その工事完了時期に合わせて、隣接する市有地に交流・回遊拠点の整備を目指している。

本業務は、文化ゾーンのコンセプトや特徴を捉えた、様々な交流(出会い)が生まれ、文化ゾーン全体の価値を高める交流・回遊拠点を整備するために、基礎的調査や整備条件を整理し、理想的な利活用に向けた整備方針案を作成するとともに、その整備に向けて必要なプロセスや具体的な手法をまとめるものである。

2 契約の概要

文化ゾーン交流・回遊拠点の整備方針案作成業務委託仕様書のとおり

3 提案限度額

3,000,000円(消費税込み)

4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 公告日において、令和4・5年度の豊田市競争入札参加資格(物品等)を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)
- (7) 公告日において、平成30年4月以降、官公庁(国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。)発注の以下のいずれかの業務で元請として1件当たりの税込金額150万円以上の履行実績を有する者であること。

- ・公共空地利活用に係る検討業務
- ・広場整備に係る検討業務
- ・公園整備に係る検討業務

## 5 選考日程

### (1) 全体スケジュール

7月18日(火)	業者選定審査会による方式の決定
7月19日(水)	事業実施の公告、公表、公募の開始
7月19日(水)	業務説明資料等の交付開始
7月31日(月)	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
8月1日(火)	参加資格確認通知書の送付
8月4日(金)	質問の回答期限
8月9日(水)	提案書等の提出期限
8月17日(木)	ヒアリング実施及び選考委員会開催
8月18日(金)	選考結果の通知・最優秀提案者との協議開始
8月28日(月) 予定	業者選定審査会による業者の決定
9月6日(水) 予定	見積徴取及び契約締結

### (2) ヒアリング

ア 日時	8月17日(木)	午前9時～正午のうち指定する25分間
イ 場所	豊田市役所	東73会議室(東庁舎7階)
ウ 備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された企画書等に基づき1社25分(説明10分、質疑応答15分)ヒアリングを行う。</li> <li>・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。</li> <li>・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。</li> <li>・新型コロナウイルスの感染状況によっては、ヒアリングの方法を変更する場合があります。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。</li> </ul>	

## 6 選考委員

委員長	生涯活躍部市民活躍室長	加藤 達志
委員	学識経験者	三矢 勝司(名古屋学院大学准教授)
	豊田市文化芸術振興委員	磯村 美沙希
	生涯活躍部文化振興課長	相田 祐里
	生涯活躍部美術館副館長	田境 志保
	生涯活躍部博物館準備課長	高橋 健太郎

## 7 提案書等の提出書類

A4サイズ片面6枚以内(見積書及び積算内訳書を除く。)に下記内容を記載(提出部数は正本1部、副本7部) 副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、

表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

(1) 業務経歴

平成30年4月以降の以下に示す業務又はこれに準ずる業務の実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）

- ・ 公共空地利活用に係る検討業務
- ・ 広場整備に係る検討業務
- ・ 公園整備に係る検討業務

(2) 業務担当体制

業務担当責任者、主任担当者等の資格、経歴、同種・類似業務実績、現在の手持ち業務

(3) 業務実施方針

実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等

(4) 本業務への提案や意見

- ア 整備方針検討にかかる基礎的調査・条件整理
- イ 文化ゾーン交流・回遊拠点の利活用の検討・整備方針案の作成
- ウ 整備に向けたロードマップの作成

(5) 工程計画

(6) 見積書及び積算内訳書（1部）

## 8 評価基準

(1) 以下の項目について、アを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。アの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等（20点）【事務局評価】

- （ア）企業の業務実績（10点）
- （イ）業務担当者等の能力（10点）

イ 業務実施計画等（80点）【選考委員評価】

- （ア）業務実施方針（24点）
- （イ）本業務への提案・意見 ア・イ・ウ（48点）
- （ウ）取組意欲（8点）

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

(2) 最高得点のものが複数いる場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

(3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は最優秀提案者として選定しない。

## 9 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

- (4) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
- ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
  - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
  - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
  - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (5) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (6) 本契約の履行結果が優良な場合、本契約に直接関連する令和6年度文化ゾーン交流・回遊拠点の整備内容の検討等に関する業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。

## 資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	<p>① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
(2) 人的関係	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>